

# 小規模多機能自治の状況 と制度上の課題

平成29年1月19日

小規模多機能自治推進ネットワーク会議  
(代表・事務局／雲南市)

# 小規模多機能自治の意味と特徴

小規模ながらも、  
様々な機能をもった、  
住民自治の仕組み

=概ね(小)学校区域  
=分野横断し、統合  
=住民の参画・協働

## 特徴

- 協(総)働の仕組み
  - ...市民一人ひとりの力を発揮する仕組み
  - ...自治の原点を取り戻す仕組み
  - ...参加だけでなく、参画につながる仕組み
- 自治体内分権の仕組み(全域対象)
- 人口減・少子高齢化にも対応する仕組み

# 小規模多機能自治組織の性格

＜概ね小学校区の範域＞

地域の自治

(自ら考え、決定)

&

地域の運営

(実践・実行)

- 地域内のことを「自ら考え、決定し、実行」する組織。  
...実行するのは、組織本体の場合もあれば、  
組織内の構成団体の場合もある。
- その結果、地域主体で公共の福祉を担っており、  
行政とも協働し、住みよい地域の形成を図っている。

# 基盤となる「協働」

## ～基本条例や指針で明確化～

### 【雲南市の場合】

雲南市まちづくり基本条例(平成20年11月1日施行)より

(前文 抜粋)

～中略～

「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。」

(目的)

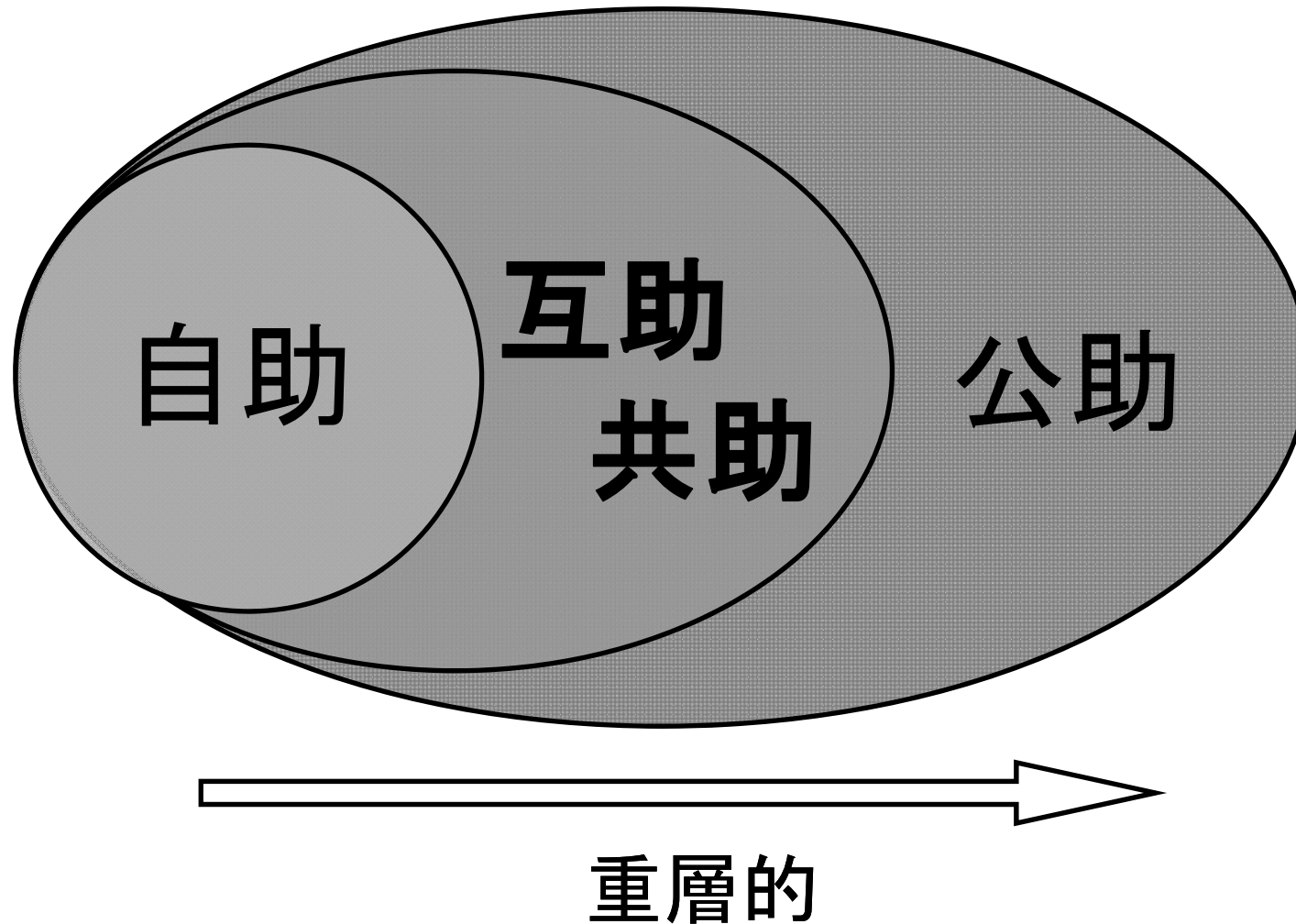
第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

■「協働」を明確に位置づけておくことが基礎的に重要。

...小規模多機能自治に取り組むほとんどの自治体で明確化。

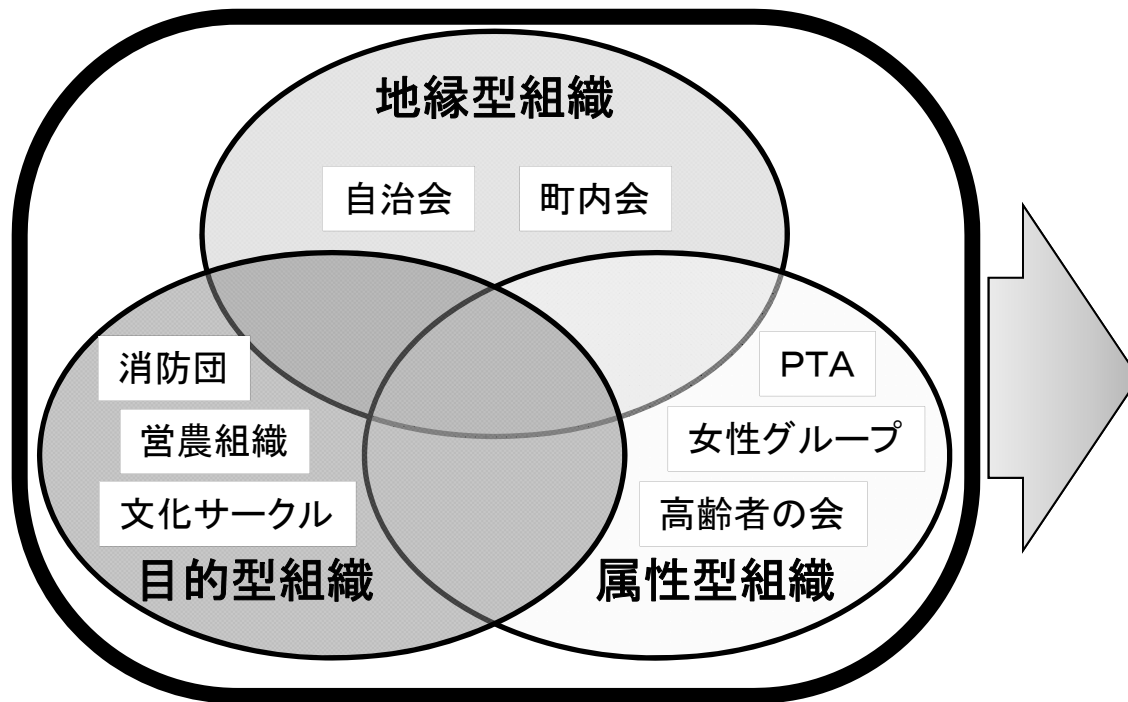
# 補完性の原則に基づく優先度

---

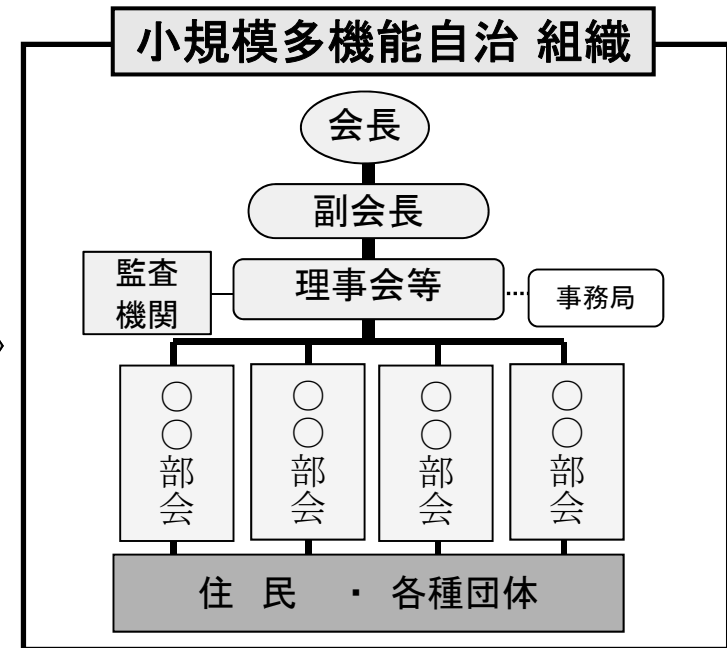


# 基本的な仕組み

概ね(小)学校区域で  
あらゆる団体が結集



地域の総力を結集し、  
地域課題を自ら解決！



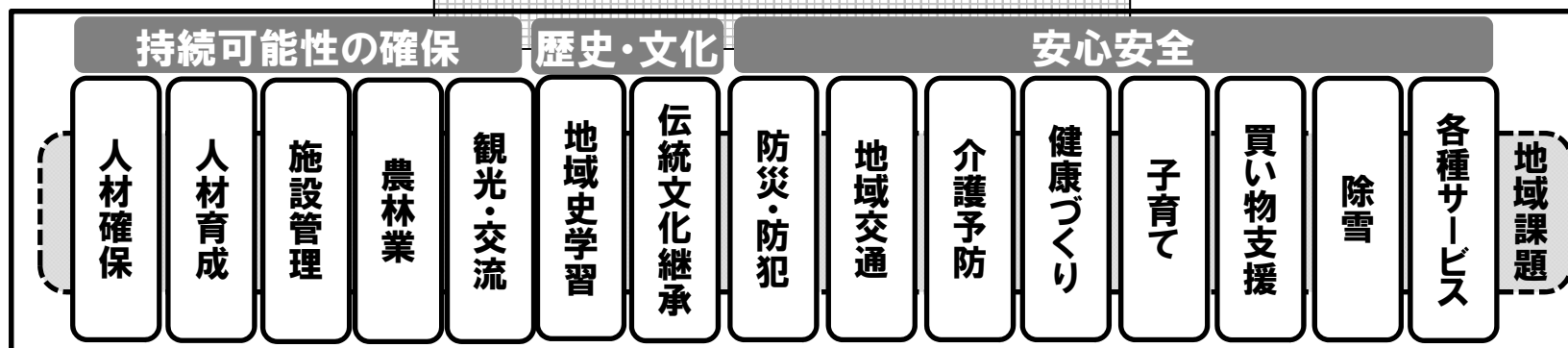
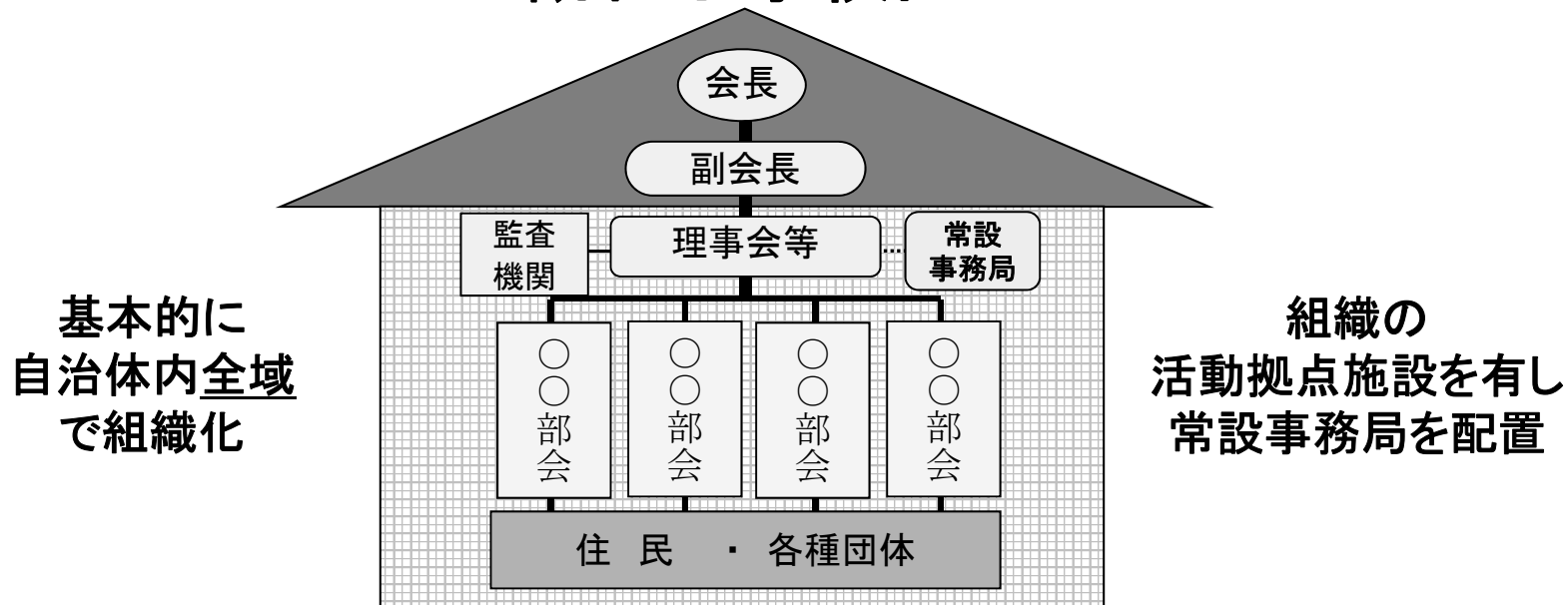
～考え方～

“1世帯1票制”  
ではなく  
“1人1票制”

地域の経営体  
(住民自治のプラットフォーム)

# 組織 & 拠点施設 & 常設事務局

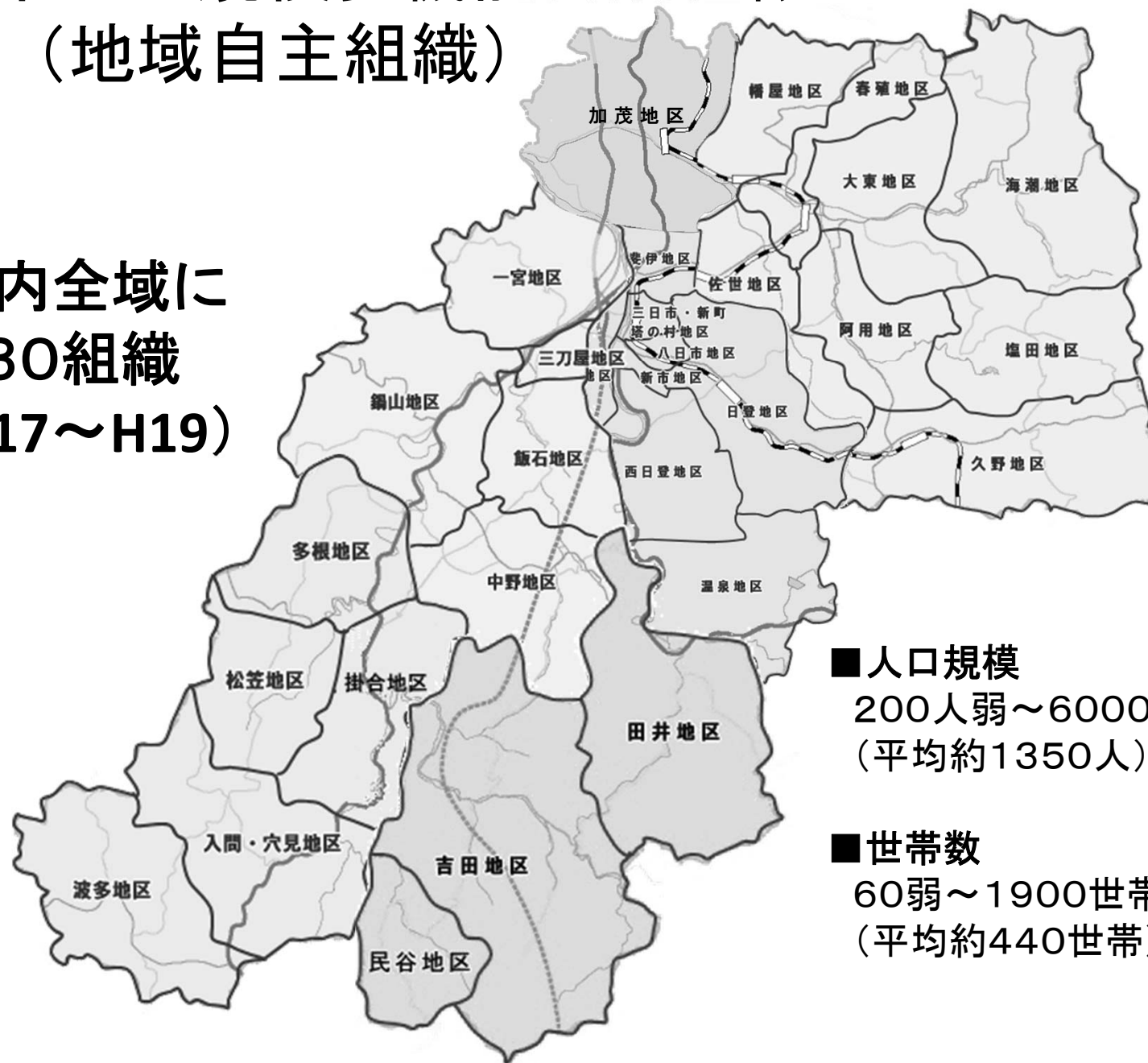
～概ね小学校区～



地域課題を、住民自らが、事業化して解決！

# 雲南市の小規模多機能自治組織 (地域自主組織)

市内全域に  
30組織  
(H17~H19)



■人口規模  
200人弱~6000人程度  
(平均約1350人)

■世帯数  
60弱~1900世帯程度  
(平均約440世帯)



# 地域住民自身がまちづくりの当事者へ

---

## 小規模多機能自治の進展

その結果

〔住民票の発行などの窓口サービス、行政文書の取次ぎ、  
市民バス回数券の販売ができないか など〕

「...やってくれない」

から

「...やらしてくれない」

と変化する地域が増加。

# 全国的な導入拡大の背景

---

## ■ 合併による広域化と行政の限界

→地域) 行政が遠くなった...

行政) 一律公平な行政運営だけでは限界

→多様な主体によるまちづくりが必要

⇒全域での地域の主体性発揮へ

## ■ 人口減少と高齢化

→人と人との絆は加速度的に減少

→負のスパイラルへ

⇒絆の再構築が必要

# 雲南市「八日市地域づくりの会」 リサイクル活動の事例

## 特徴

- ・毎月1回、第2日曜日、午前7時～正午に実施。
- ・回収場所は、住民の移動距離を考え、地域内の3箇所。
- ・回収品目は、古紙、段ボール、アルミ缶、ペットボトル、スチール缶、ビン類など。
- ・収益は、年間10万円弱。＝地域活動の資金として還流。
- ・回収袋が不要。
- ・家電製品の回収も年1回、11月に実施。

## メリット

- ・回収頻度の増加（行政月1回→行政と地域で月2回）
- ・平日と休日の混在化（行政は平日、地域は休日）
- ・収集時間の拡大（行政は午前8時30分まで、地域は半日）
- ・行政の回収袋が不要（住民の経済負担軽減）
- ・重い物を運ぶ移動距離の短縮
- ・住民のリサイクル意識の醸成
- ・住民参加の促進
- ・活動資金の確保

### リサイクル回収について お願い



きちんと分別しましょうね

油のボトルや汚れの落ちないボトル、洗剤やシャンプー等のボトル、壊れ物の陶器、発砲スチロール、プラスチック製品などが出されています。これらは回収できません。

集回収は、地域の皆さん1人ひとりの協力に寄って円滑に行われます。ルールやマナーを守っていただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

分別表は交流センターにおいてあります。



八日市交流センター駐車場

小規模多機能自治  
（住民自治のプラットフォーム）

地域ならではの、きめ細かな対応

地域と行政の協働による  
公共サービスの向上

# 雲南市「躍動と安らぎの里づくり鍋山」 「まめなか君の水道検針」の事例



- ・市水道局との委託契約で検針機会を利用。
- ・毎月全世帯を訪問、声かけ。
- ・受託料により、地域住民を雇用し、巡回・訪問。
- ・目的は、地域の安心・安全
- ・行政の場合、検針は検針のみと捉えがちだが、地域では横断的な事業展開がしやすい。

## 全国的な状況(様々な調査結果)

---

- ①導入自治体は全国的に広がっている
- ②農村部より、むしろ都市部で盛ん
- ③その仕組みは概ね共通している



- 類型化が可能
- 課題はほぼ共通
- 情報共有の場が必要

# 小規模多機能自治推進ネットワーク会議

全国的にネットワーク化  
(情報共有・連携)

様々な推進上  
の課題

内的要因

- ・組織づくり策
- ・拠点づくり策
- ・人材確保策
- ・人材育成策
- ・条例整備策 等

外的要因

- ・税制面
- ・財政面
- ・規制面
- ・法人制度 等

状況・  
課題  
の共有

ML情報交換  
ブロック会議

全国の自治体等

- ・取り組んでいる
- ・これから...
- ・関心がある

45都道府県内  
の237会員  
(H29.1.10現在)

うち自治体会員210  
(1県169市40町村)

※参考

- ・政令指定都市 5市
- ・中核市 16市
- ・県庁所在地 16市

H27.2.17  
142会員で発足

推進

課題への対応策

# 設立以降の取組状況

---

## ■メーリングリストによる情報交換

...国の動向や研修会等の情報提供

## ■facebookページによる情報発信と共有

→<https://www.facebook.com/ShoukiboJichi/>

## ■全国各地でのブロック会議

...H27)全国14か所、H28)全国12か所の予定

...自治体同士の状況の共有と課題への対応策の共有

## ■法人制度創設に係る提言書の提出

...H28.1.20、121の賛同自治体との連名により

地方創生担当大臣、総務大臣へ提出

⇒内閣府で有識者会議が発足、H28.12.13報告提出あり

# H27年度ブロック会議 開催状況

- ① 8/20 山口県ブロック(14時～、山口市)
- ② 8/21 岡山県ブロック(14時～、岡山市)
- ③ 8/26 近畿ブロック①(14時～、滋賀県東近江市)
- ④ 8/28 関東ブロック(14時～、東京都調布市)
- ⑤ 9/ 4 北信越ブロック(14時～、新潟市)
- ⑥ 9/28 広島県ブロック(14時～、広島市)
- ⑦ 9/30 北陸ブロック(9:30～、福井県敦賀市)
- ⑧ 10/ 9 四国ブロック(14時～、香川県高松市)
- ⑨ 10/19 東北ブロック(10時～、山形県山形市)
- ⑩ 10/28 近畿ブロック②(PM、兵庫県川西市)
- ⑪ 10/29 東海ブロック(14時～、三重県津市)
- ⑫ 11/26 島根県ブロック(10時～、飯南町)
- ⑬ 12/21 鳥取県ブロック(14時～、南部町役場)
- ⑭ 2/12 九州ブロック(AM、熊本県八代市)



※参加対象は、対象圏域の会員のほか、

会場によっては開催地都道府県内の各自治体に広く参加を呼び掛け。

※主な内容は、相互の状況共有と課題に対する対応策をともに考えること。



# H28年度ブロック会議 開催状況

- ① 5/17 中国ブロック(13時～、岡山市) ...研修
- ② 7/ 3 関東ブロック(12時30分～、江戸川大学@千葉県)
- ③ 7/13 東北ブロック(14時～、仙台市「宮城復興局」)
- ④ 7/15 関西ブロック(13時30分～、大阪市) ...研修
- ⑤ 7/19 九州ブロック(14時～、熊本県荒尾市)
- ⑥ 7/22 岡山県ブロック(13時30分～、岡山県美咲町)
- ⑦ 9/ 8 秋田県ブロック(14時～、秋田県横手市)
- ⑧ 11/15 北関東ブロック(10時～、群馬県前橋市)
- ⑨ 11/22 北陸ブロック(10時～、富山県氷見市)
- ⑩ 11/30 静岡県ブロック(13時30分～、静岡県掛川市)
- ⑪ 2/15 四国ブロック(14時～、徳島県徳島市)
- ⑫ 2/16 東海ブロック(13時30分～、三重県津市)



※ その他、何らかの機会があれば、随時開催。

※ 本年度の方針として、それぞれ主体的に取り組むこと、としている。

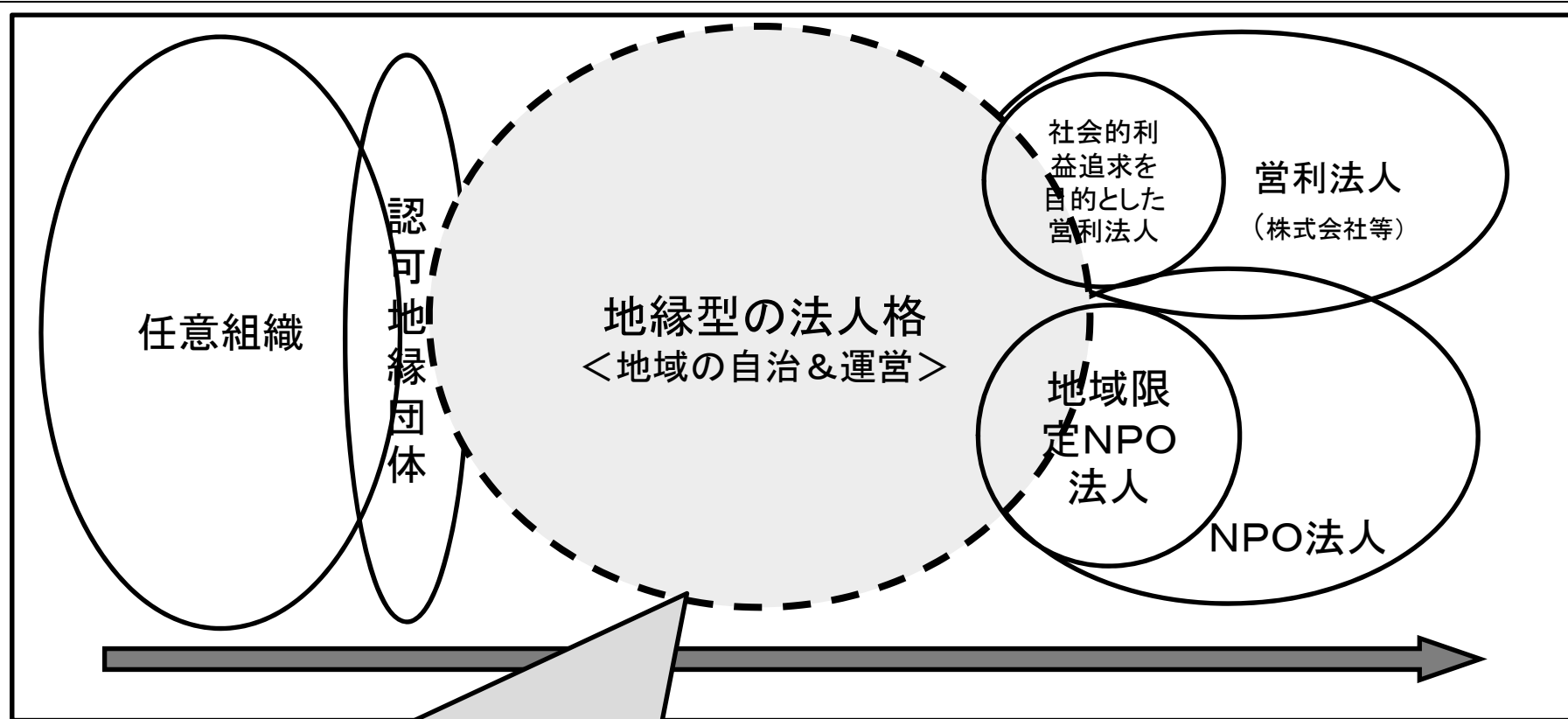
# 制度上の課題

- 被雇用者の増加
- 会計規模の増大
- 公益的経済活動の増加

- 雇用責任の明確化
- 事業責任の明確化
- 税制上の扱い

適する法人格  
の取得が必要

# 適する法人格とは...



＜人口縮小型社会・超高齢化社会に対応できるもの＞

☆従来の集落機能だけでは担えなくなっている

⇒①住民の参画協働により、自らの地域の自治を担えるもの

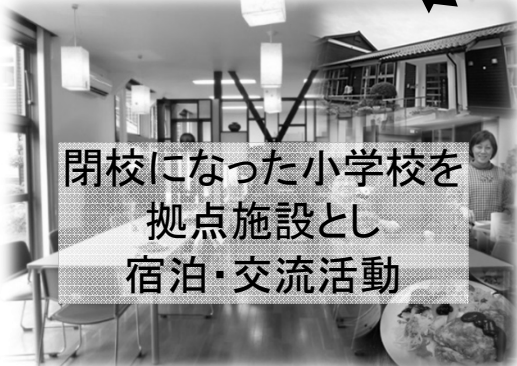
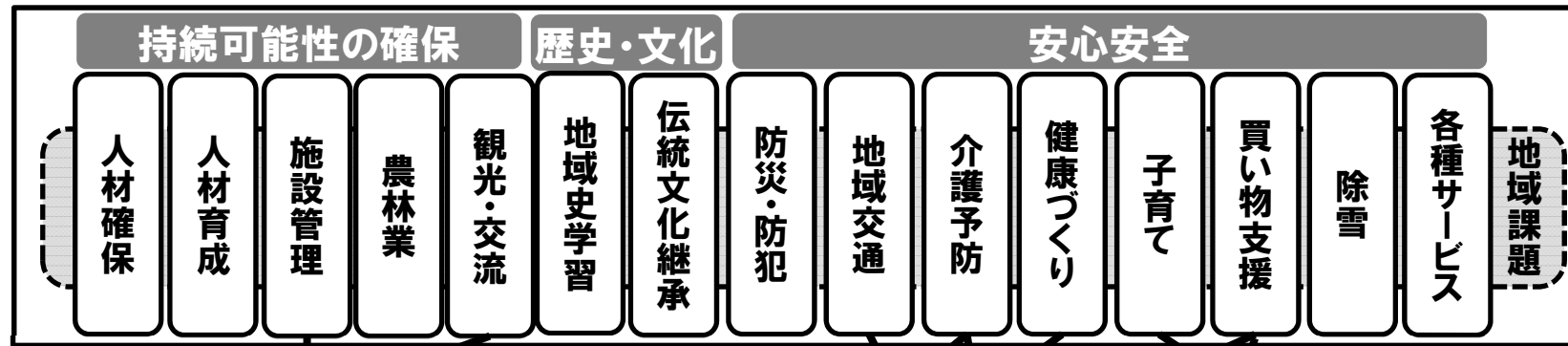
☆人と人との絆、住民同士の絆がますます重要

⇒②地縁型であること

☆地域の課題が顕在化

⇒③事業性の発揮・運営が可能であるもの(機動性と透明性)

# 事業化による地域課題の解決



# NW会議会員から寄せられた【法人格がなくて困った実例】

## ■ 契約行為(10件)

- ・電話回線の契約ができない。
- ・インターネット回線が引けない。
- ・ETCカードをつくれなない。
- ・事務所の賃借契約ができない。

## ■ 財産の保有(12件)

- ・車両の保有ができない。保険契約もできない。  
福祉車両寄贈も受けることができなかった。
- ・車両リースの場合でも証明手続きに2か月を要した。
- ・寄付の税制優遇措置がないため、不在所有者から土地や建物、山林などの寄付を受けるのが困難。

## ■ 雇用関係(4件)

- ・雇用責任が会長個人に。会長のなり手がなくなる恐れあり。
- ・会長には労災が適用できない。中退共も加入できない。

## ■ 事業活動(13件)

- ・見守りのための新聞配達を受託できなかった。
- ・酒類の製造販売ができない。
- ・商標登録・管理の場合、訴訟の当事者が不明確になってしまう。
- ・収益事業の分化が進み、地域全体への公益還元意識が薄くなってしまう恐れ。
- ・会計規模が数千万円になっても、会計の扱いが個人責任に。
- ・損害賠償などの経営上のリスクを会長個人が負ってしまう。
- ・融資を受けることができない。
- ・全国対象の助成機関の多くが法人格を求め始めており、助成金の交付が受けにくい。

## 【法人格がなくて困った実例】から言えること

---

■雇用、事業活動に支障が出ている。

⇒事業活動が生じてきており、やはり法人格は必要。

■地縁により地域の自治・運営を担う団体であり、認可地縁団体を取得する事例が多いが、認可地縁団体は経済活動を伴う事業を想定された制度ではないため、使いづらい。(次項に詳述)

⇒ただし、現行の認可地縁団体は、元々の想定されている自治会・町内会にとっては必要な制度。

■元々、公共目的をもった活動のはずなのに、活動が活発化すればするほど(意欲的な活動をすればするほど)事業性を帯び、その結果、期せずして課税対象になってしまう。

...例)拠点施設の指定管理であっても収益事業に該当。地域食材によるレストランの収益を地域活動に還元する場合も。

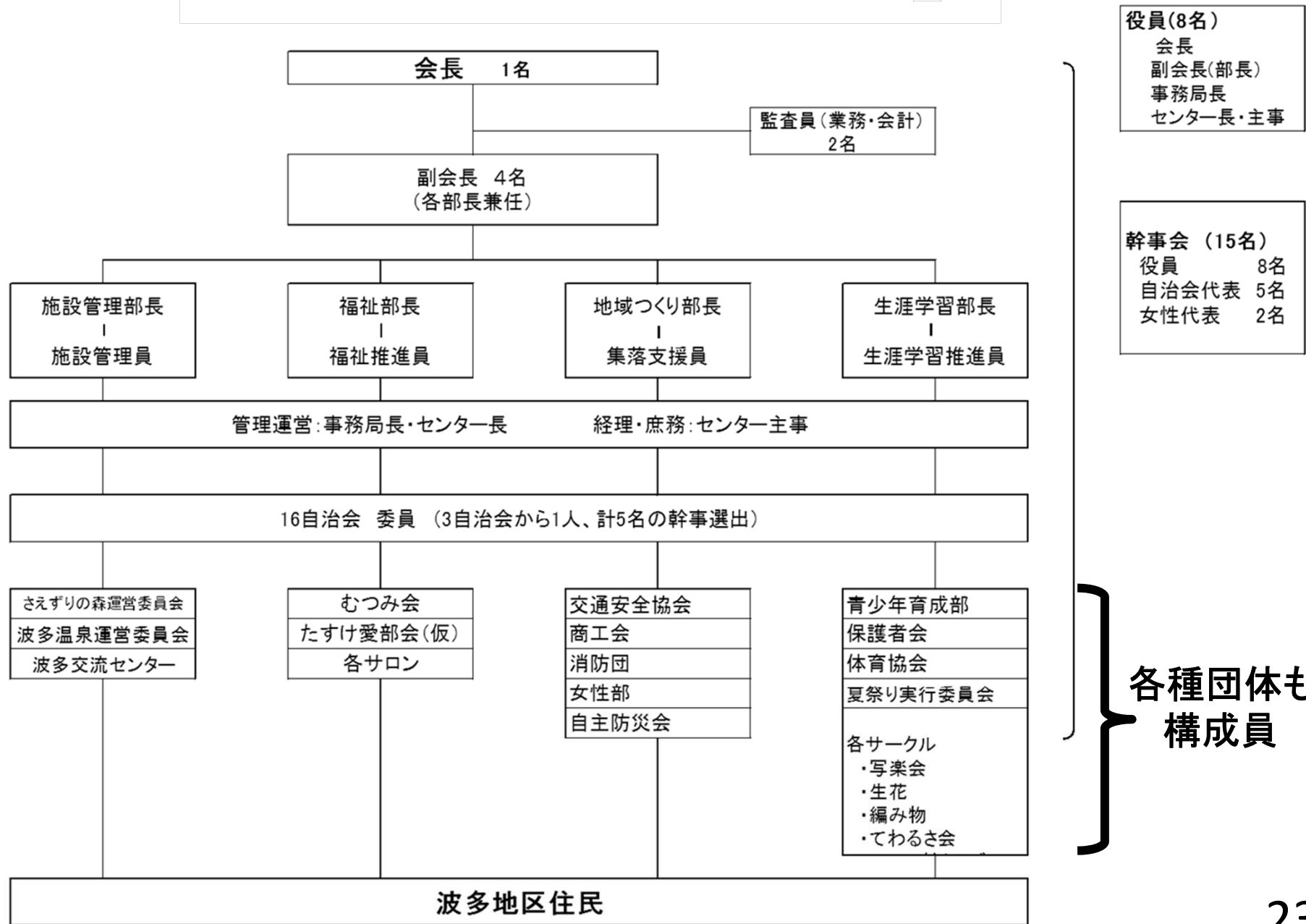
⇒非課税とし、住民の主体的活動を活発化することが望まれる。

## 認可地縁団体取得済の小規模多機能自治組織の事例 (雲南市の認可地縁団体を取得したある協議会の事例)

---

- 各種団体は、会員扱いにすることができない。  
...実際の協議会では各種団体もあるが、  
会員扱いにできないため、規約が2つ存在。
  - 融資を受ける際に、かなり説明をしなければならなかった。  
...認可地縁団体は法人登記がなく、会計書類も財産目録のみ。  
...一方、NPO法人は信用保証協会の保証がつくようになった。
  - 代議制が認められておらず、委任状が必要。  
...総会会場は、委任状提出を前提に確保する必要がある。
- ※団地など人口移動が激しい場合、構成員名簿を常に整理しておくことは実質困難。 ...名張市など、他市で実例あり。

# 雲南市 波多コミュニティ協議会の組織図



役員(8名)  
 会長  
 副会長(部長)  
 事務局長  
 センター長・主事

幹事会 (15名)  
 役員 8名  
 自治会代表 5名  
 女性代表 2名

各種団体も  
 構成員



# 【波多コミュニティ協議会】買い物支援

## 波多交流センター



- ・地区内唯一の小売店撤退を受け、交流センター内に、「店舗」開設。
- ・全日本食品(株)と連携し、豊富な品揃え。
- ・拠点を活かし、地域自主組織が運営。
- ・車を所有し、買い物客はスタッフが無料送迎。  
(車の所有にあたり、認可地縁団体を取得)

※開店にあたり融資を受ける際、どのような団体なのか、かなり説明が必要であった。



# NPO法人や一般社団法人を選択しない理由

①地域の自治を担う組織であり、仮にしたくないとしても、住みよい地域を形成していくために必要であれば取り組まなければならない。

⇒自治としての公共的性格を有し、NPO法人等とは基本的性格が異なる。

②他のNPO法人等との関係

・自治体の施策によるもので一定の財源も交付しているが、仮にNPO法人とした場合、なぜ地縁型のNPO法人は優遇するのか、という意見が出る。

⇒自治体では公共的団体とみなしており、通常のNPO法人等はそうではない。

③会員要件

・NPO法人とした場合、仮に隣接他地域の住民が加入したいときは正当な理由なく排除できない。他地域住民の加入が進むと、地域住民により構成された団体という性質が崩壊しかねない。結果的に当該地域のことは他人事となりやすく、会員の興味、関心があるものに取り組むようになり、「住みやすい地域にしていく」という趣旨を阻害しかねない。

⇒NPO法人等は能動的に入会する性質をもつが、

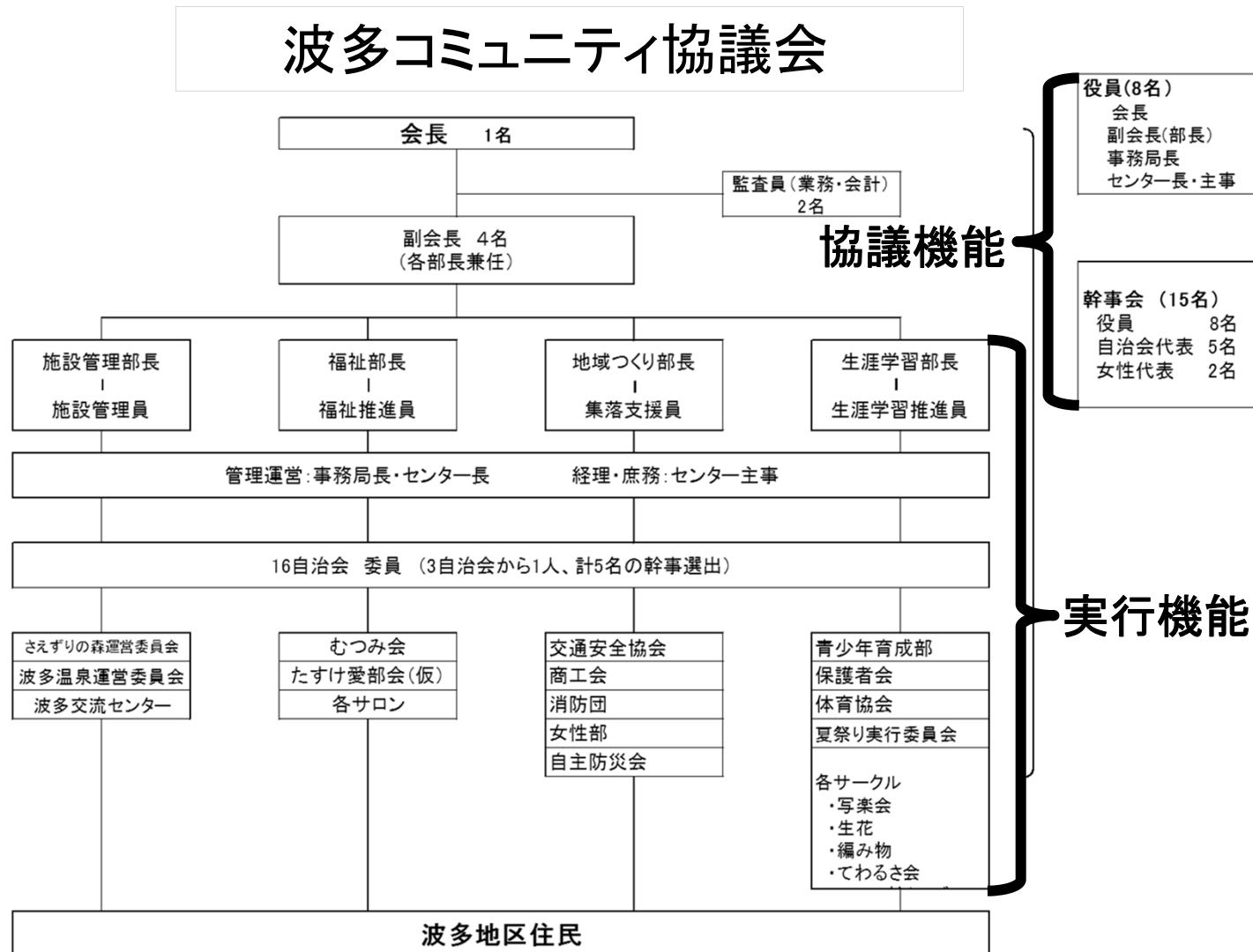
住民であれば加入が基本で能動的に入会しない場合があるのが地縁団体。

# 会員と受益の関係

- 地域の協議会では、通常、自治会・町内会単位で加入している。  
...結果として、自治会・町内会未加入者は、協議会の未加入者となっていることが多い。  
...自治会・町内会の加入率は、年々低下しており、地域の自治を阻害するものとして各自治体で危惧されている。
- 例えば、子どもの通学合宿をする場合、未加入世帯の子どものみを排除して実施することはない。通学路の見守りや防犯、防災対策、地域のお祭りなどでも同様。
- つまり、公共性の高いもの、もしくは不特定多数を対象とするものはフリーライドが可能なものが多い。
- また、協議会には各種団体も加入しており、例えば、PTAや青少年育成協議会、消防団なども入っている。PTAは地縁団体の非会員であっても受益対象として排除しない。消防団の場合、その区域全体が受益対象であって会員という概念はない。

# 協議・調整機能

- 地域の協議会では、各部会を中心に実行機能を有するほか、各種団体を含む地域全体の協議・調整機能も有している。



# 雲南市で合併に伴い導入した条例による 「地域委員会」(協議組織)の例

地域委員会とは... 地域委員会条例より

※H25年3月末条例廃止

(趣旨)

第1条 市長は、雲南市の自治の推進を図るため、合併前の大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村及び掛合町の区域ごとに、総合センターと一体になった旧町村単位のまちづくりの推進や提言を行う地域委員会を置くこととし、この条例にその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第3条 市長は、地域委員会の意見を尊重しなければならない。

2 地域委員会は、当該区域の住民から寄せられた意見等を尊重しなければならない。

(所掌事務)

第4条 地域委員会等の所掌事務は、当該区域に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 地域振興を図るための地域計画の策定
- (2) 地域振興のための事業の企画、立案、実施、支援等
- (3) 地域振興基金の活用に対する意見
- (4) 地域自主組織等の育成支援に関する事項
- (5) 市長の諮問に対する答申
- (6) その他市長が必要と認める事項

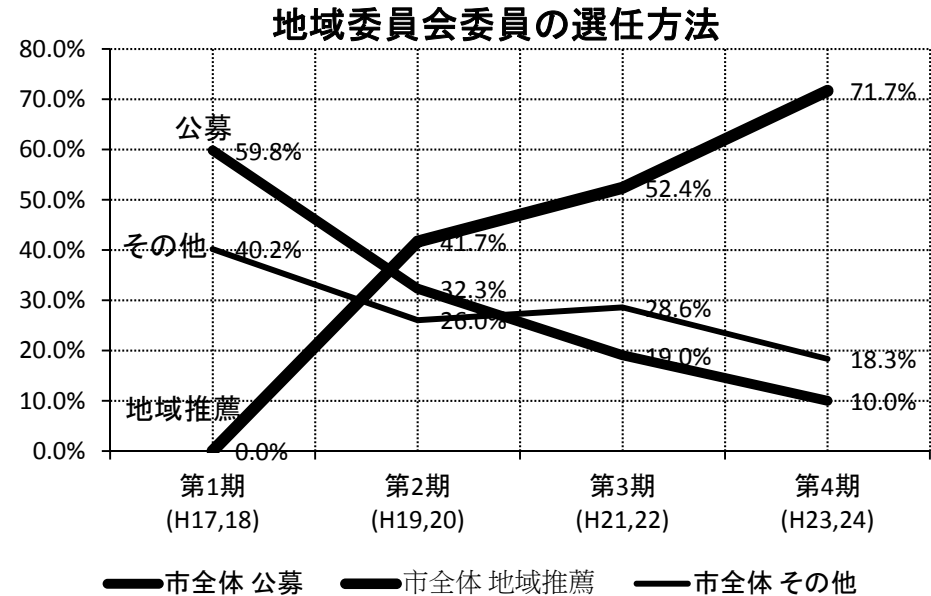
# 地域委員会の委員構成の変化

## 1. 委員選任方法

- ・条例定数は各町20名以内(H17年度当初から変更なし)
- ・実員数は、第3期(H21,22年度)からほぼ10名に減少(第4期現在10名/町)。
- ・委員数の減少は、地域自主組織の体制が確立し、地域要望関係業務もなくなるなど、地域委員会で協議する事案が相対的に減少したことが主因。
- ・全体的な傾向として、地域推薦が増加し(H24時点約7割)、公募委員(H24時点1割)は相対的に減少。

項目	第1期		第2期		第3期		第4期
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
委員数							
大東	20名		20名		10名		10名
加茂	18名		16名		11名		10名
木次	20名		17名		12名		10名
三刀屋	18名		15名		10名		10名
吉田	16名		13名		10名		10名
掛合	20名		15名		10名		10名

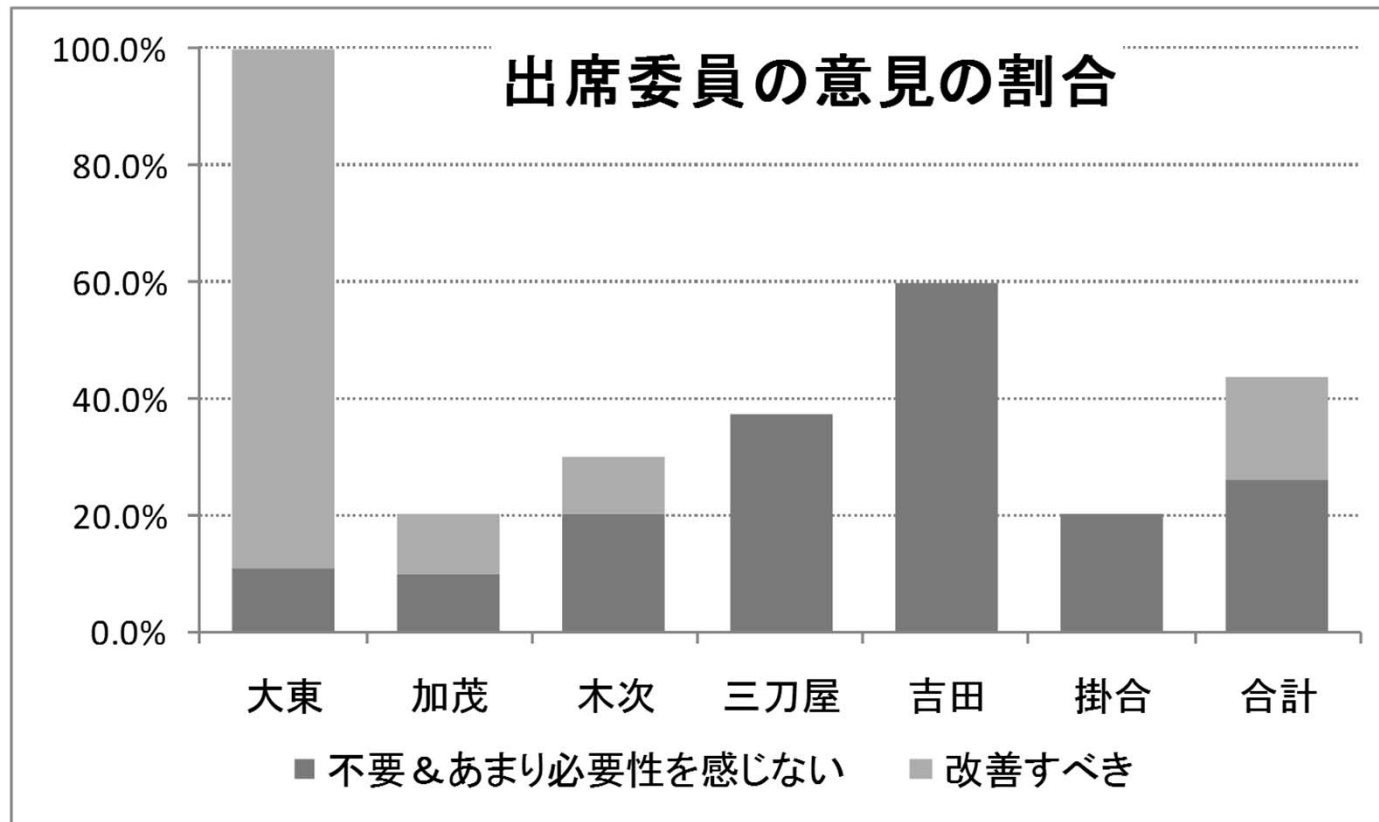
委員種別	単位:委員数			
	第1期 (H17,18)	第2期 (H19,20)	第3期 (H21,22)	第4期 (H23,24)
市全体 公募	67	31	12	6
市全体 地域推薦	0	40	33	43
市全体 その他	45	25	18	11
市合計	112	96	63	60



### 【まとめ】

- ①地域自主組織の体制確立に伴い、業務減少もあって、委員数が減少。
- ②地域自主組織はH19年度に全域で結成が完了しており、この動きに応じて地域推薦委員が増えている。このことは、地域推薦委員主体の方が効果的であることを示している。

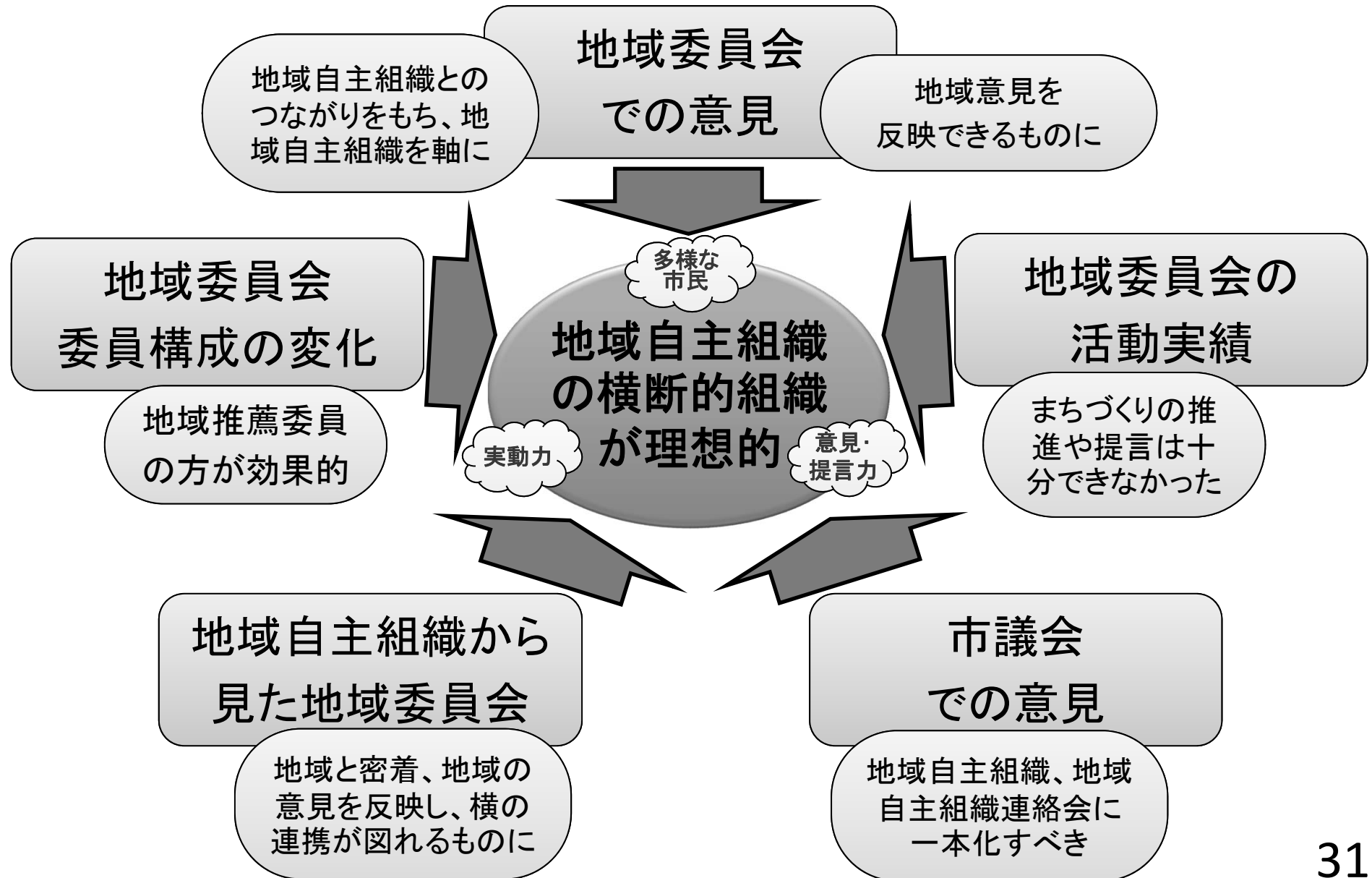
## ■地域委員会 委員からの意見



項目	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
出席委員数	9名	10名	10名	8名	10名	10名	57名
不要	1名		1名	2名	4名		15名
あまり必要性を感じない		1名	1名	1名	2名	2名	
改善すべき	8名	1名	1名				10名

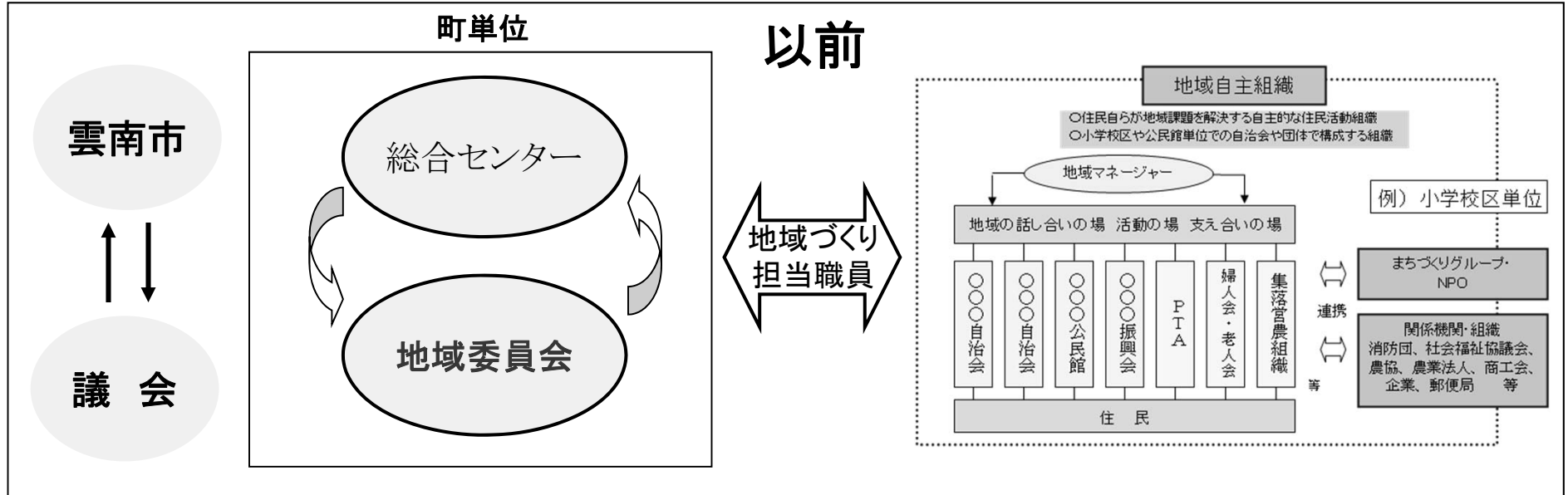
- ・「不要あるいはあまり必要性を感じない」という趣旨の意見をもつ委員は、総数で4分の1となり、吉田、三刀屋の順で高かった。
- ・改善を求める意見は、大東で9割近くにのぼった。
- ・不要あるいは改善を求める意見の総数は約44%で、大東では出席委員全員が、吉田では6割がこうした意見であった。

# 地域委員会の検証結果(2012年)

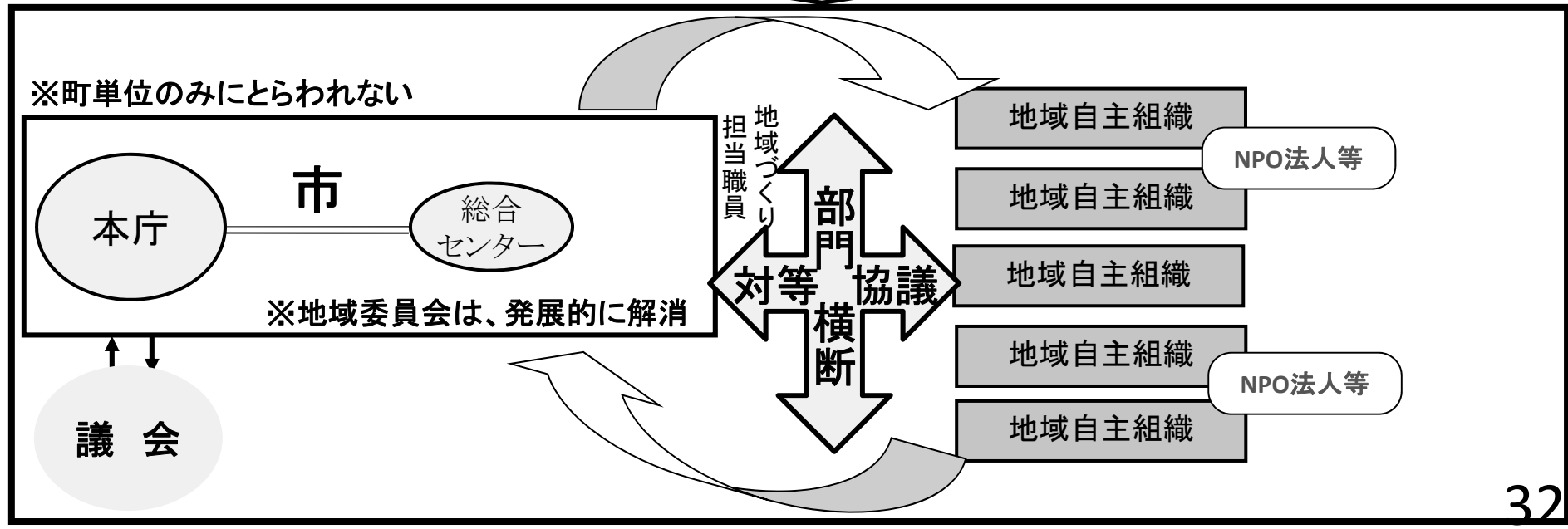




# 地域委員会を発展的に解消



H25~

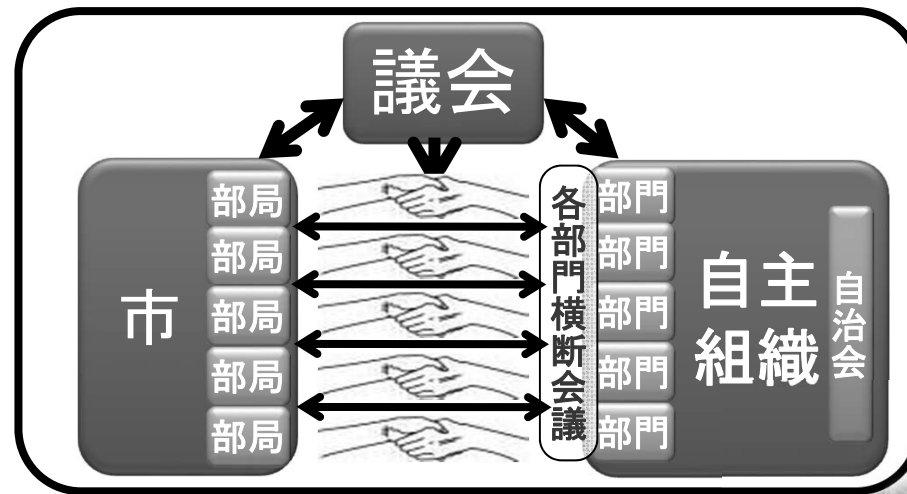


# 地域と行政の協議の場

■平成25年度から、「地域円卓会議」を本格導入

※地域と「直接的に・横断的に・分野別で」協議

(平成25年度からの概念図)



具体的方法

## 円卓会議方式



# 先行他自治体での停滞事例から言えること

- ① 「協働」が明確になっておらず、浸透していない。  
...行政のため？というやらされ感
- ② 地域と行政が、対等ではなく上意下達的。  
...“小さな役所”、“やってもらう”という行政の意識
- ③ 補完性ではなく、役割分担という名のもとに線引き。
- ④ 住民自治の仕組みになっていない。  
...例) 事務局が行政の身分、  
指定管理の仕様書にソフト活動を規定 など
- ⑤ 進度に応じた対応がなされておらず、柔軟性に欠ける。  
...例) いきなり交付金化し、単にイベントが増えただけ
- ⑥ 制度のみで、適切な仕掛けがなされていない。  
...学び合い、磨き合いの機会がない など

**住民自身による、住民の主体的活動が基本！**

# 制度上留意すべき点

---

## ■地域の主体性が肝要

...多様な主体としての、「住民自身による自治」がポイント。

⇒ 市町村組織の一部ではなく、「住民自身による組織」であること。

## ■実行機能が高まれば、協議機能も生じてくる

...複数の分野別実行組織があると、協議機能も必要になる。

...実行機能が高まれば、協議機能も高くなり分ける必要がなくなる。

⇒ 両機能を併せ持ち、地域自治を住民自身が担える制度が必要。

(ある会員自治体からの意見)

※将来「協議会」の取り組みは、人口減・高齢化による地方の衰退・崩壊を食い止める切り札の一つとなると思います。そのためにも「法人制度の制度設計」は不可欠な課題だと思っています。どうか制度化をよろしく願います。



## 法人格の検討にあたっての補足意見

平成28年5月20日

小規模多機能自治推進ネットワーク会議

代表 雲南市長 速水 雄一

前回の第3回会議において意見発表の機会をいただいたところですが、前回のご議論の成果を踏まえ、地方の立場から以下に意見を申し述べます。

このたび、何らかの結論を出すことを念頭に、地域運営組織に適した法人格の検討がなされること自体、画期的なことであり改めてお礼申し上げますとともに、全国の津々浦々で使われるものとなり、持続的な社会の構築につながることを強く期待するものがあります。こうした点で、このほどNPO法の新たな解釈が示されたことは有意義なことであり高く評価するものであります。

その上で、現場実態に即して考えた場合、以下の観点でさらに踏み込んだご議論を期待いたします。

1. 地域運営の形態には様々なものがあり、地域の進度も地域によってかなり異なること。
2. したがって、多様な制度が望まれ、運営形態、進度に合わせ、制度選択の幅が望まれること。
3. とりわけ、どこかの地域だけではなく、どの地域も取り組みやすい制度が望まれることから、“小さな自治”として捉えたものが望まれること。

このような観点で考えますと、NPO法による対応に加え、「自治」の観点から捉えた制度が望まれます。例えば、前回の論議において、名和田委員から一般社団法人能登川まちづくり協議会（東近江市）を例として、自治会を団体会員とすることにより運営上の工夫がなされている旨のご紹介がありましたが、逆に言えば“運営上の工夫”をしなければ住民全員を会員とする組織運営が困難であるとも言えるかと存じます。

そこで、地方自治法に基づく認可地縁団体を発展的に改良した制度の創設を強く希望いたします。改良点としては、次のようなものを望みます。

- ① 財産上の権利に限らず、地域運営そのものを目的とするもの。
- ② 高い事業性の発揮を前提に、機動的な意思決定が可能な理事会（役員会）の設置を可能とし、活動状況や財務情報の情報公開を盛り込んだもの。
- ③ 全住民が会員の権利を有するという特性を考慮し、総会時の代議制を可能とするもの。

最後に、顕著になってきている地域の疲弊に対処していくためには、政策的インパクトが必要であり、我々自治体独自の仕組みを全国共通の法的枠組みで裏打ちする、地域運営組織に特化した新法制定も視野に、大所高所に立って、ご議論いただくことを願っております。

## 【参考】 現行の認可地縁団体の改良が望まれる点

---

### 1. 法人登記（現在規定なし）

⇒法人登記を義務付け

…事業性、対外的取引活動をする場合、第3者の権利擁護ができないため。

例えば金融機関からの借り入れを阻害。

### 2. 不動産又は不動産に関する権利等（登記・登録を要する資産；所有権、地上権、質権、賃借権、国債、車両など）を保有するためでなければ、認可の対象とはならない。

（法第260条の2第1項）

⇒暮らしを支える事業活動も認可の対象とすべき。

…既に事業活動そのものにおいて人格が必要な団体が生じてきているため。

### 3. 代表権（法第260条の5）

⇒代表権は一人に限定しない。

…対外的取引活動を考慮した場合、代表権が代表者一人に限定された場合、代表者に事故ある時の取引活動が阻害される恐れがあるため。

### 4. 構成員名簿（第260条の4第2項）

⇒市長村長が地域代表制を認める場合には、構成員名簿の提出は不要とする。

…相当数の者が現に会員となっていると認めなければ、市長村長が地域代表制を認めることはあり得ず、人口移動の激しい地域で名簿を逐次整備しておくことは非現実的であるため。

### 5. 総会時の委任状の取扱い（第260条の18第2項関連）

⇒規約で定めた場合は、代議制を可能とする。

…委任状方式では規模の大きな組織では運営が困難であり、実態に合わないため。

### 6. 活動状況や財務情報の開示（現在規定なし）

⇒活動状況や財務情報の開示を規定する。

…対外的取引活動を考慮した場合、第3者の権利擁護ができないため。

### 7. 理事会（役員会）（現在規定なし）

⇒理事会（役員会）による意思決定ができるようにする。

…事業活動を想定し、機動性ある意思決定を可能とするため。